職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 子

#### 鳥取県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

> 改正後 改正前

#### (趣旨)

る条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「条例」 という。) の規定に基づき、職員の勤務時間、休日 及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

# (特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

# (1)~(3) 略

(3の2) 職員が自発的に、かつ、 報酬を得ないで次に掲げる社会に 貢献する活動(専ら親族に対する 支援となる活動を除く。)を行う 場合で、その勤務しないことが相 当であると認められるとき。

#### ア略

イ 障害者支援施設、特別養護老 人ホームその他の主として身体 上若しくは精神上の障害がある 者又は負傷し、若しくは疾病に かかった者に対して必要な措置

#### (目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関す|第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関す る条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「条 例」という。)の規定に基づき、職員の勤務時間、 休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的 とする。

# (特別休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める|第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

#### (1)~(3) 略

(3の2) 職員が自発的に、かつ、 報酬を得ないで次に掲げる社会に 貢献する活動(専ら親族に対する 支援となる活動を除く。)を行う 場合で、その勤務しないことが相 当であると認められるとき。

#### ア略

イ 身体障害者療護施設、特別養 護老人ホームその他の主として 身体上若しくは精神上の障害が ある者又は負傷し、若しくは疾 病にかかった者に対して必要な 略

を講ずることを目的とする施設 であって人事委員会が定めるも のにおける活動

ウ~ケ 略

(4)~(19) 略

措置を講ずることを目的とする 施設であって人事委員会が定め るものにおける活動

ウ~ケ 略

(4)~(19) 略

#### (県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

# (趣旨)

第1条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休 第1条 この規則は、県費負担教職員の勤務時間、休 暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以 下「条例」という。) の規定に基づき、職員の勤務 時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの 務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるこ とする。

#### (特別休暇)

場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

略

# (1)~(3) 略

(3の2) 職員が自発的に、かつ、 報酬を得ないで次に掲げる社会に 貢献する活動(専ら親族に対する 支援となる活動を除く。)を行う 場合で、その勤務しないことが相 当であると認められるとき。

#### ア略

イ 障害者支援施設、特別養護老 人ホームその他の主として身体 上若しくは精神上の障害がある 者又は負傷し、若しくは疾病に かかった者に対して必要な措置 を講ずることを目的とする施設 であって人事委員会が定めるも のにおける活動

# (目的)

暇等に関する条例、平成6年12月鳥取県条例第36号。 以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の勤 <u>とを目的</u>とする。

改正前

#### (特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める 場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に 掲げる期間とする。

#### (1)~(3) 略

(3の2) 職員が自発的に、かつ、 報酬を得ないで次に掲げる社会に 貢献する活動(専ら親族に対する 支援となる活動を除く。)を行う 場合で、その勤務しないことが相 当であると認められるとき。

#### ア 略

イ 身体障害者療護施設、特別養 護老人ホームその他の主として 身体上若しくは精神上の障害が ある者又は負傷し、若しくは疾 病にかかった者に対して必要な 措置を講ずることを目的とする 施設であって人事委員会が定め るものにおける活動

略

ウ~ケ 略		ウ~ケ 略
(4)~(27) 略		(4)~(27) 略
(28) 学校(学校給食法(昭和29年	略	(28) 学校(学校給食法(昭和29年 略
法律第160号)第5条の2 <u>の規定</u>		法律第160号)第5条の2に基づ
<u>に基づき</u> 設置された施設を含む。)		<u>いて</u> 設置された施設を含む。)の
の設置者の行った健康診断の結		設置者の行った健康診断の結果、
果、勤務に制限を加える必要があ		勤務に制限を加える必要があると
ると認められる場合		認められる場合
(29) 公務上の災害又は通勤による	その都度必要	(29) 公務上の災害又は通勤による その都度必要
災害(外国派遣職員の派遣先の業	と認める期間	災害(外国派遣職員の派遣先の業 と認める期間
務上の災害又は通勤による災害を		務上の災害又は通勤による災害を <u>(準備行為の</u>
含む。) に対する補償の実施に関		含む。)に対する補償の実施に関期間を除く。)
して審査請求又は再審査請求をす		して審査請求又は再審査請求をす
る場合 <u>(準備行為を行う場合を除</u>		る場合
<u>&lt;.)</u>		
(30) 地方公務員法第46条の規定に	その都度必要	(30) 地方公務員法第46条の規定に その都度必要
基づき勤務条件に関する措置の要	と認める期間	基づき勤務条件に関する措置の要と認める期間
求を行う場合又は同法第49条の2		求を行う場合又は同法第49条の 2 <u>(準備行為の</u>
第1項の規定に基づき不利益処分		第1項の規定に基づき不利益処分 期間を除く。)
に関する不服申立てを行う場合及		に関する不服申立てを行う場合及
びその審査に出頭する場合 <u>(準備</u>		びその審査に出頭する場合
<u>行為を行う場合を除く。)</u>		
(31) 地方公務員法 <u>第55条第8項の</u>	その都度必要	(31) 地方公務員法 <u>第55条第11項の</u> その都度必要
規定に基づき勤務時間中において	と認める期間	規定に基づき、当局に不満を表明と認める期間
適法な交渉を行う場合又は同法第		し、 <u>又は</u> 意見を申し出る場合 <u>(準備行為の</u>
11項の規定に基づき当局に不満を		期間を除く。)
表明し、 <u>若しくは</u> 意見を申し出る		
場合 <u>(準備行為を行う場合を除</u>		
<u>&lt;.)</u>		
(32)~(34) 略		(32)~(34) 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。